議 第 60 号 平成31年2月18日提出

熊本市病院事業条例の一部改正について

熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市病院事業条例(平成20年条例第117号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「湖東1丁目1番60号」を「東町4丁目1番60号」に改める。 第4条第3項中「770円」を「3,300円」に改め、同条第4項中 「7,710円」を「7,850円」に改め、同条第6項ただし書を削り、同項の表 を次のように改める。

	区分	金額
A室	1 人用	13,200円(助産に係る使用料にあっては、12,000円)
B室	1 人用	11,000円(助産に係る使用料にあっては、10,000円)
C 室	1 人用	6,600円(助産に係る使用料にあっては、6,000円)
D室	1 人用	5,500円(助産に係る使用料にあっては、5,000円)

第4条第7項の表中

г

5,400 円
3,240 円
2,700 円

5,500円 3,300円 2,750円

に改め、

J

同条第9項の表中

r r

	7			
3	2,200 円	2,200円	を	2,160 円
3	3,300 円	3,300円		2,160円
3	5,500 円	5,500円		5,400円
3	5,500円	5,500円		5,400円
3	5,500 円	5,500円		5,400円
3	5,500 円	5,500円		5,400円
3	2,200 円	2,200円		1,080 円
3	5,500 円	5,500円		4,320円
3	5,500 円	5,500円		4,320円
	5,500 円	5,500円		5,400円
3	5,500 円	5,500円		5,400円
3	5,500円	5,500円		3,240円
3	5,500 円	5,500円		5,400円
3	4,400 円	4,400円		4,320円
3	4,400 円	4,400円		4,320円
3	3,300 円	3,300円		3,240 円
-		5,500 円以下において 管理者が定める額		5,400 円以下において 管理者が定める額

同条第10項を次のように改める。

10 熊本市立熊本市民病院の駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

区分		使用料の額(1台当たり)
用務先確	30分までのとき。	無料
認印があ	3 0 分を超え 5 時間まで	200 円
る場合	のとき。	
	5 時間を超え12時間ま	200 円に5時間を超える部分について
	でのとき。	1 時間までごとに 100 円を加算した額
	1 2 時間を超え 2 4 時間	1,000円
	までのとき。	
	24時間を超えるとき。	1,000円に、24時間を超え24時間ま
		でごとに次に掲げるいずれか低い額を
		加算した額
		(1) 1,000円
		(2) 1時間までごとに 100円
用務先確認印がない場合		1 時間までごとに 200 円

第4条の次に次の1条を加える。

(ファミリーハウスの使用)

- 第4条の2 ファミリーハウスを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。
- 2 ファミリーハウスの使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 大人(中学校又はこれに準ずるものに就学している者以上の者をいう。) 1人につき1日までごとに1,870円
 - (2) 子ども (小学校又はこれに準ずるものに就学している者をいう。) 1人に つき 1日までごとに880円
- 3 前2項に規定するもののほか、ファミリーハウスの使用に関し必要な事項は、 管理者が別に定める。
- 第2条 熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「除く。)」の次に「及び再診(熊本市立熊本市民病院が他の病院 (病床数が200未満のものに限る。)又は診療所に対して文書による紹介を行う 旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)」 を加え、「3,300円」を「、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定 める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 初診の場合 3,300円
- (2) 再診の場合 820円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成31年10月1日から、第2条の規定は平成32 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院、熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所及び熊本市立植木病院の使用料及び手数料の額については、同条の規定による改正後の熊本市病院事業条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院の再診における使用料の額については、同条の規定による改正後の熊本市病院事業条例 第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提出理由)

市民病院の移転等に伴う規定の整備をするとともに、使用料等の見直し、改定等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。